

(別冊)

答申書

下水道使用料について

令和4年9月

八代市公共下水道事業審議会

下水道事業は、浸水の防除、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の向上を図り、安全で安心な市民生活を確保する上で不可欠な都市基盤施設であり、併せて、球磨川・氷川、及び八代海等の公共用水域の水質を保全し、豊かな自然環境を次世代へつなぐ重要な役割を果たしています。

また、地方公営企業法による公営企業として、公共性と健全性に基づく経営が求められ、下水道使用料の設定については、「雨水公費・汚水私費」及び「独立採算性」の原則により、本来使用料で賄うべき経費（汚水に係る維持管理費及び資本費）は、全額使用料で賄うという基本ルールを念頭に行う必要があります。

現在、本市の下水道使用料は、本来使用料で賄うべき経費に対し、使用料収入が不足しているため、その補てんを基準外繰入金と資本費平準化債により賄っています。

特に一般会計からの基準外繰入金は、税の公平性の観点から解消する必要がありますが、利用者の負担を急激に増大させないように、これまで段階的に改定が実施され、近年では、令和元年度に「10年後（令和7年度）を目標に4年ごとに6.3%程度改定し経費回収率を100%にする」という平成26年度審議会の方針を踏まえ、平均改定率6.32%の改定が実施されております。

なお、目標年度（令和7年度）については、当初、今後10年で整備を概ね完了するという国の方針に基づき、「整備完了後は新規接続が見込めず、料金収入の增收が期待できない」との考えにより設定されておりますが、現状、令和7年度までの整備完了は困難であるため、八代市汚水適正処理構想に基づき20年後（令和17年度）の整備完了を目標に事業が進められている状況です。

今回、これまでの答申内容や整備状況の変化などを踏まえ審議したところ、整備完了（令和17年度）までに適正負担とするため、令和5年度からの4年間は、諮問のとおり平均改定率6.32%の改定が必要であり、水量区分ごとの単価については前回同様に、単価水準の公平性を考慮し、各区分を6.32%に近い改定率にするとの考えに至りました。

以上のことから、当審議会は、市長からの「下水道の使用料について」の諮問について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、下水道事業の健全な経営に向けて、3項目の付帯意見を申し添えます。

1. 答申内容

- (1) 整備完了予定年度（令和 17 年度）までに経費回収率を適正負担（100%）
とするために、平均改定率 6.32% の使用料改定は妥当である。
- (2) 基本使用料と従量使用料について、下表の「改定後」のとおり改定する。

【下水道使用料の単価表】

(消費税抜き)

汚水の排出量による区分 (1カ月当たり)	下水道使用料（円）			改定率 (%)
	現行	改定後	増加額	
基本使用料（8m ³ まで）	1,192	1,267	75	6.29
従量使用料 (1m ³ あたり)	9m ³ ～ 20m ³	186	198	12
	21m ³ ～ 30m ³	191	203	12
	31m ³ ～ 50m ³	202	215	13
	51m ³ ～ 100m ³	207	220	13
	101m ³ ～	218	232	14
公衆浴場汚水（1m ³ につき）	29	29	0	0.00

2. 下水道使用料の改定時期

令和 5 年 4 月 使用分から適用とする。

3. 審議期日及び内容

- 令和 4 年 7 月 26 日（火） 下水道の使用料について（諮問）
令和 4 年 8 月 4 日（木） 下水道の使用料について
令和 4 年 8 月 22 日（月） 下水道の使用料について（答申案）
令和 4 年 8 月 29 日（月） 下水道の使用料について（答申）

4. 付帯意見

- (1) 本市の水洗化率は、令和3年度末の目標数値を達成するなど、年々、上昇しているが、依然として県内平均を下回っている現状にあり、今後も、更なる水洗化率の向上のために、引き続き、目標数値を設定して、その目標が達成できるよう積極的に取り組まれ、粘り強く接続勧奨を行うこと。
- (2) 経営基盤の安定化のため、これまでも一定の経営努力はされており、使用料改定の必要性も理解するが、今後も、更なる経費削減や収納率の向上のために、引き続き、それぞれの課題を整理し目標数値を設定して、他市の効果的な取組を参考にしながら積極的に取り組むこと。
- (3) 今回の使用料改定を下水道使用者に対し周知する際には、前回同様、使用者にとってわかりやすい事前周知を心がけること。